

藤枝市学習チャレンジ支援事業実施要領

1. 根拠

藤枝市学習チャレンジ支援事業（以下「事業」という。）は、生活困窮者自立支援法第3条第7項に定める生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業として実施する。

2. 趣旨

将来的な就労のため高校等進学促進及び高校等中退防止により、世帯の経済的自立を図る。

3. 対象者

事業の対象者は、生活保護世帯の中学生、高校1年生及びその保護者とし、かつ事業への参加同意の得られた者、及び生活困窮者自立支援法第3条第2項に定める生活困窮者自立相談支援事業による支援計画に同意し、かつ学校教育法第19条に定める就学援助を受けている世帯の中学生及びその保護者とし、事業への参加同意の得られた者とする。

加えて、生活困窮者自立支援法第3条第2項に定める生活困窮者自立相談支援事業による支援計画に同意し、かつ前年度末において学校教育法第19条に定める就学援助を受けていた世帯の高校1年生及びその保護者とし、事業への参加同意の得られた者とする。

なお、本年度途中で生活保護世帯が生活保護を廃止となった場合及び、生活困窮者が就学援助を中止となった場合は、本年度末までは事業対象者として認める。

4. 支援内容

事業への参加世帯に対して、事業受託者の行う藤枝市文化センター会議室等における学習の場の提供及び教育支援員の家庭訪問等による教育相談を行う。

5. 費用負担

事業への参加世帯に対して費用の負担は求めない。また、生活保護世帯に対しては、対象者の学習の場への交通費は、生活保護法第12条第2号に定める移送費として支給する。

6. 協議

その他本要領に定めのない事項については、市と受託事業者による協議により決定する。

7. 適用

本要領は、令和4年4月1日より施行する。